

<資料>

2024年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野の教員、ならびに人間社会科学研究科社会創成専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催されている。今年度の活動報告は以下の通りである。

(法政研究会事務局・大橋エミ)

第1回 2024年12月11日

HU NING (大学院人間社会科学研究科修士課程2年)

「中国改正会社法における取締役の対第三者責任制度の現状と課題」

【報告要旨】

1993年に初めて制定された後、中国現在の社会情勢や経済発展に合うよう会社法改正が進められている。2023年の中国改正会社法の特徴の一つとして、取締役の対第三者責任制度が導入されたことがあげられる。しかし、改正会社法191条に基づく取締役の対第三者責任の範囲については条文上明らかでなく問題となる。取締役は、企業の経営において中核的な役割を担う重要な存在であり、取締役に関する規律のあり方は日中両国の会社法分野における共通課題である。本研究では、まず、2023年中国会社法改正の経緯を整理し、改正会社法における取締役の対第三者責任制度に関する内容を説明する。次に、改正会社法における取締役の対第三者責任制度の現状を明らかにした上で、日本における取締役の対第三者責任制度の理論と重要判例も参照しながら、改正会社法における取締役の対第三者責任制度の課題を検討する。

出席者（6名）

〔教員〕大橋エミ、嘉村雄司、小池直希、高橋正太郎、横井里保

〔学生〕HU NING